第32号様式(第21条第2項関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

自立支援医療費(更生医療・育成医療)支給認定(変更)却下通知書

　　　　　　　　　　　様

多古町長　　　　　　　　　　印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の規定による自立支援医療費（更生医療・育成医療）の申請は次により認定されませんでしたので通知します。

　　　理由

　　　　　1　所得基準を上回る所得であるため

　　　　　2　自立支援医療の対象となる疾病、障害ではないため

　　　　　3　その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

　（教示）

　　この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に多古町長に対して審査請求をすることができます。

　　この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、多古町を被告として(訴訟において多古町を代表する者は多古町長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。